

(別紙) 地質、土質調査業務の価格積算基準の制定について (平成5年3月25日付け5構改D第156号農林水産省構造改善局長通知) 一部改正新旧対照表

(下線部は改正部分)

改 正 後	現 行
別 紙	別 紙
地質、土質調査業務の価格積算基準	地質、土質調査業務の価格積算基準
1～2 [略]	1～2 [略]
3 地質、土質調査業務費構成費目の内容	3 地質、土質調査業務費構成費目の内容
3-1 一般調査業務費	3-1 一般調査業務費
一般調査業務費は、現場における各種調査、原位置試験の実施に必要な費用で、純調査費と一般管理費等で構成する。	一般調査業務費は、現場における各種調査、原位置試験の実施に必要な費用で、純調査費と一般管理費等で構成する。
(1) 純調査費	(1) 純調査費
純調査費は、直接調査費、間接調査費及び業務管理費で構成する。	純調査費は、直接調査費、間接調査費及び業務管理費で構成する。
1) 直接調査費 [略]	1) 直接調査費 [略]
2) 間接調査費	2) 間接調査費
間接調査費は、直接調査費以外に各調査部門に共通して必要な経費で、運搬費、準備費、仮設費、安全費、借地費、旅費交通費、施工管理費、営繕費及びその他で構成する。	間接調査費は、直接調査費以外に各調査部門に共通して必要な経費で、運搬費、準備費、仮設費、安全費、借地費、旅費交通費、施工管理費、営繕費及びその他で構成する。
①～③ [略]	①～③ [略]
④ 安全費	④ 安全費
安全費は、調査作業において必要な安全対策に要する費用である。	安全費は、調査作業において必要な安全対策に要する費用で、 <u>交通整理等に要する費用及び掲示板、防護柵、保安灯その他安全対策に要する費用</u> である。
⑤～⑨ [略]	⑤～⑨ [略]
[以下略]	[以下略]
3-2～3-3 [略]	3-2～3-3 [略]
4 地質、土質調査業務の積算	4 地質、土質調査業務の積算
地質、土質調査業務費は、次の積算方式により算定する。	地質、土質調査業務費は、次の積算方式により算定する。
地質、土質調査業務費 = { (一般調査業務費) + (解析等調査業務費) + (消費税相当額) }	地質、土質調査業務費 = { (一般調査業務費) + (解析等調査業務費) + (消費税相当額) }
= { (一般調査業務費) + (解析等調査業務費) } × { 1 + (消費税率) }	= { (一般調査業務費) + (解析等調査業務費) } × { 1 + (消費税率) }
一般調査業務費 = { (直接調査費) + (間接調査費) } × { 1 + (諸経费率) }	一般調査業務費 = { (直接調査費) + (間接調査費) } × { 1 + (諸経费率) }
= {対象額} × { 1 + (諸経费率) }	= {対象額} × { 1 + (諸経费率) }
4-1～4-2 [略]	4-1～4-2 [略]
<b>4-3 安全費の積算</b>	[新設]
<u>安全費とは、当該調査作業において安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)又は(2)により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に現場の一般交通に対する交通整理、掲示板、保安柵および保安灯等や環境保全のための仮囲いに要する費用のことをいう。</u>	
<u>(1) 交通整理等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる</u>	

改正後

現行

場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。  
 $(安全費) = (直接調査費) \times (安全費率)$   
 安全費率は表-1を標準とする。

表-1 安全費率

場所 \ 地域	大市街地	市街地(甲)	市街地(乙)・都市近郊	その他
主として現道上	二	10.0%	9.5%	4.5%

(注) 1. 地域が複数となる場合は、地域毎の区間(距離)を重量とし、加重平均により率を算出する。  
 2. 地域区分については、測量業務標準歩掛 1 一般事項、1-3 直接測量費の作業条件による補正と積算(2) 地域・地形区分を参考とする。

(2) (1)により難しい場合は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。

4-4 [略]

4-3 [略]

別表-1

地質、土質調査業務 諸経费率表 [略]

別表-1

地質、土質調査業務 諸経费率表 [略]

改正後	現行
<p>別紙</p> <p>測量業務の価格積算基準</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 測量業務</p> <p>3-1 測量作業費</p> <p>測量作業費は、一般的な測量作業に要する費用で、直接測量費、間接測量費及び一般管理費等で構成する。</p> <p>(1) 直接測量費</p> <p>直接測量費は、測量作業を実施するために直接必要な費用で、直接人件費、材料費、機械経費、直接経費及び技術管理費で構成する。</p> <p>1)～4) [略]</p> <p>5) 技術管理費</p> <p>技術管理費は、精度管理費と成果検定費で構成する。</p> <p>① [略]</p> <p>② 成果検定費（測量作業規程：第14条及び第15条による）</p> <p>成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用であり、成果の重要性を勘案して、検定が必要な場合に計上する。</p> <p>なお、成果検定費は、諸経费率算定の対象額としない。</p> <p><u>また、電子納品検定料も必要に応じて測量成果検定料に計上すること。</u></p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>3-2～3-3 [略]</p>	<p>別紙</p> <p>測量業務の価格積算基準</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 測量業務</p> <p>3-1 測量作業費</p> <p>測量作業費は、一般的な測量作業に要する費用で、直接測量費、間接測量費及び一般管理費等で構成する。</p> <p>(1) 直接測量費</p> <p>直接測量費は、測量作業を実施するために直接必要な費用で、直接人件費、材料費、機械経費、直接経費及び技術管理費で構成する。</p> <p>1)～4) [略]</p> <p>5) 技術管理費</p> <p>技術管理費は、精度管理費と成果検定費で構成する。</p> <p>① [略]</p> <p>② 成果検定費（測量作業規程：第14条及び第15条による）</p> <p>成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用であり、成果の重要性を勘案して、検定が必要な場合に計上する。</p> <p>なお、成果検定費は、諸経费率算定の対象額としない。</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>3-2～3-3 [略]</p>